

八戸市子ども・子育て会議設置の趣旨について

1 設置の経緯

平成 24 年 8 月に公布された「子ども・子育て支援法」により、地方版子ども・子育て会議の設置が努力義務とされた。この会議は、子育て当事者等の意見反映をはじめ、自治体における子ども・子育て支援施策を実施するうえで重要な役割を果たすものとなることから、新たに「八戸市子ども・子育て会議」を設置するため、必要事項について「八戸市子ども・子育て会議条例」を制定した。

(新たな会議として設置する理由)

- ア 「八戸市子ども・子育て会議」という名称を前面に出すことによる PR 効果により、子ども・子育てに対する市民の関心を高めることにつながる。
- イ 子どもの保護者、事業従事者、学識経験者等の参画により、幅広く意見を聞くことができる。
- ウ 当会議は、同法で、条例で定める附属機関に位置づけるものとされている。

2 八戸市子ども・子育て会議条例及び会議の概要

(1) 条例の趣旨

子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要事項を定めるものである。

(2) 会議の所掌事務

① 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定する事務

- ア 特定教育・保育施設の利用定員を定めるにあたり意見を述べること。
- イ 特定地域型保育事業の利用定員を定めるにあたり意見を述べること。
- ウ 市町村子ども・子育て支援事業計画策定に関し意見を述べること。
- エ 市町村の子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進に必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

※特定教育・保育施設

教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）のうち、施設型給付費の支給対象となる施設。

※特定地域型保育事業

地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）のうち、地域型保育給付費の支給対象となる事業。

② その他（児童福祉法その他子どもに関する法律による事務）

- ア 児童福祉法に規定する市町村児童福祉審議会としての機能をあわせ持ち、家庭的保育事業等の認可にあたり意見を述べること及び児童の福祉に関する事項を調査審議すること。
- イ 次世代育成支援対策推進法に規定する八戸市次世代育成支援行動計画の実施状況を調査審議すること。

(3) 委員

- ① 委員数 18 名以内とする。
- ② 委員の任期は 3 年以内とする。
- ③ 組織（委員構成）は下表のとおり。

学識経験のある者	八戸市議会	1 名
	八戸市健康福祉審議会 委員	1 名
	その他学識経験者	1 名
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	小学校・幼稚園・保育所関係者	各 1 名
	幼保連携型認定こども園関係者	1 名
	認可外保育施設関係者	1 名
	地域社会福祉推進団体	1 名
	児童委員関係者	1 名
	障がい者支援団体	1 名
子どもの保護者	小学生・保育園児・幼稚園児の保護者	各 1 名
公募	一般公募	2 名
関係行政機関の職員	県職員	1 名
その他市長が必要と認める者	1 名	1 名

- ④ 専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

(4) 八戸市健康福祉審議会との配慮

八戸市健康福祉審議会と相互に資料を提供する等、健康福祉施策の一体的な推進を図られるよう配慮しなければならないことを条例に規定。

（具体的な配慮の例）

- ア 健康福祉審議会において、互いの審議内容について情報共有を図る。
- イ 必要に応じて、健康福祉審議会の各部会へ出席し情報交換を行う。

八戸市条例第31号

八戸市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、八戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(職務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について調査審議し、その結果を答申する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策について必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募に応じた者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第5条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき子ども・子育て会議の会長の職務は、市長が行う。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(配慮事項)

第9条 子ども・子育て会議は、その運営に当たっては、八戸市健康福祉審議会（八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成19年八戸市条例第11号）第32条第1項に規定する八戸市健康福祉審議会をいう。）と相互に資料を提供する等、健康福祉施策（同条例第2条第5号に規定する健康福祉施策をいう。）との一体的な推進が図られるよう配慮しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の

一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「健康福祉審議会の委員」を
「健康福祉審議会の委員
子ども・子育て会議の委員」
に改める。

(八戸市健康と福祉のまちづくり条例の一部改正)

4 八戸市健康と福祉のまちづくり条例(平成19年八戸市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「計画」の次に「(八戸市子ども・子育て会議条例(平成25年八戸市条例第31号)第2条に規定する八戸市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の職務に係る計画を除く。)」を加える。

第32条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 審議会は、その運営に当たっては、子ども・子育て会議と相互に資料を提供する等、健康福祉施策の円滑な推進が図られるよう配慮しなければならない。